

元代鈔法の得失と其結果

文學士 有 高 巖

元代の交鈔使用が直接宋制を模倣せしに非ずして金に學べるものなるは、その名稱の同じくして形狀の相類似せること（羅振玉氏四朝鈔幣圖錄參照）、元鈔が既に蒙古朝の太宗八年（西曆一二三六年即ち金國滅亡の翌々年）に始まり此前後に金の將相の來り投じて蒙古創業の功臣となりしもの少なからざりしこと等によりて明かなるが同じく元の交鈔といふも發行の年時に依り、次の數種に分れ幾分づゝ形式、品目を異にせり。

- 一、太宗八年 西曆一二三六年 名稱等級不詳
- 二、憲宗三年 西曆一二五三年 同上
- 三、世祖中統元年 西曆一二六〇年 中統元寶交鈔 十文より二貫まで
- 四、同至元廿四年 西曆一二八七年 至元通行寶鈔 五文より十一貫まで

五、武宗至大二年 西曆一三二〇年 至大銀鈔 二釐より二兩まで十三等

六、順帝至正十年 西曆一三三〇年 至正印造中統交鈔 等級不明

以上の中第一は元史卷二太宗本紀及び同書卷一四六耶律楚材傳等に交鈔印造の事のみを記し、第二は同書卷四世祖本紀の前書と Hakluyt society 版 Journey of Friar William of Rubruck p. 201 等に略述せり。第三以下の分は元史卷九三及び九七の食貨志鈔法の部に解説し、Marco polo ; Travels. Vol. I. pp. 422-25. 及び Odoric, (a) Archbishop of Solmania, (b) Pegolotti, (c) Ibn Batuta (d) 等の記録 (Yule の cathay 中に大要を收む。 (a) pp. 115, 114, (b) p. 294, (d)) にも見ゆるを以て今贅せず。尙至元鈔の實物は今露都の亞細亞博物館に五十文・三十文各一葉を存し、羅振玉氏は同二貫の銅板を所藏せるが、皆玻璃版に上せて同氏四朝鈔幣圖錄に登載せる故之に依り元鈔の一斑を見るを得べし。斯くの如く蒙古朝時代より、國號を定めし至元

八年を經更に滅亡まで前後百餘年間に數回交鈔を改作したれども、其間硬貨の鑄造は至大三年、至正十年の兩度に限り、而も少額にて直に廢止し、専ら交鈔を以て國家經濟を處辨する方策を貫徹せしは何故なるかといふに凡そ次の理由に依りしもの、如し。一、蒙古人の崛起が既に廣茫たる沙漠地方なりし故軍資政費の搬送に硬貨は不便なり。二、支那本部を統轄せし後も塞の内外の交渉は依然頻繁にして殊に租税の徵運には交鈔を至便とす。三、宋金の治下に在りし民衆は鈔幣の使用に慣れ特に商賈は其利便を熟知せり。四、交鈔印造は費少くして利大なるを以て、戰爭・佛事等の多費に惱める政府の財政を整補するに極めて好都合なり。五、硬貨を鑄造せんとするも銅・銀の産額には限りあり且銅は此以前より年々減少の傾ありしかば到底大帝國の需要に應ずるに足らざりき。

鈔法採用の由來既に斯の如きを以て、その實施

の範圍も決して支那本部の狭き地域に局限せず、之と今の蒙古・滿洲・天山南路等の大部を含める大汗直領地には夫々行鈔の官署を設けしが、世祖は之にて満足せず、更に高麗・交趾・暹羅等の屬國にも元鈔を通行せしめ(高麗史七九食貨及び島夷志略交趾暹羅)波斯・印度にも元制を模倣せしめし(Marco Polo's travels)にて苟も蒙古人の勢力を振へる地方には世界の何地たるを問はず鈔法を施行せんとする希望を懷きしものに似たり。されどかゝる大規模の鈔制が少くとも其本國に於て果して完全に實行せられし否や大に疑問なき能はず。依て今茲に聊その得失を考查して結果の如何を見んとす。

二

紙幣の發行たる、事既に高尚複雑なる金融制度に屬し、現今の文明諸國と雖尙且つ實施の難きをを經驗せる所、之を數百年前の龐大なる國土に適用して十分の好成绩を擧げんことは固より至難の事

業に屬す。されば次に掲げし元代鈔法の長所も之を前後の宋金及び明朝の鈔制と比較して稍優良なりと認むべき點を摘出したるものにして今日の進歩せる制度と並べ見ていへるにあらず。又紙幣共通の利とせらるゝ取扱保管に便なること、印造費の小なること、性量檢秤の必要なきこと等も元鈔に限れるものに非ざる故一切省略に従へり。然らば果して如何なる點を特出すべきか。

一、兌換の制。交鈔はそれ自身殆ど價値なきものなれば、之を不安なる支那の國家の下に、彼の利に敏なる人民に使用せしめんには、頗る確實なる保證即兌換の準備なかるべからず。故に宋にても初めは交子一界百二十五萬緡に對し三十六萬緡の兌換準備金を置き、金また處々に回易務を設けて鈔と錢絹との換易を掌らしめしかど共に永續せず、忽ち不換紙幣となり之を濫發して大に財界を攪亂せり。元は之に鑑み既に世祖即位の初年より

各路に平準行用庫(又は交鈔庫ともいふ)を立て、部民の富力才幹あるものを庫副となし、庫に若干の金銀を準備し置き鈔本又は鈔母と稱し、人民の來りて自由に鈔銀を兩替するを許せり。其割合は
入庫銀一兩〓鈔二貫

出庫銀一兩〓鈔二貫五十文

入庫金一兩〓鈔二十貫

出庫金一兩〓鈔二十貫五百文

の如く入庫の金銀には法定相場鈔を與へ、出庫の際には其の手數料を増徴せり。尤も此兩替には一定の制限を設け準備金の幾分は固定せしめしならんもその制明かならず。而して民間に鈔多き時は庫銀を散じて之を斂め、鈔少き時は之を放ちて金銀を入れ以て鈔價の平準を計り、人民の私に金銀を賣買するを禁せり。又此頃の紙鈔は昏爛し易かりし故宋は三年金は七年を限り新舊倒換せしが元は年限を定めざれども隨時各地の回易庫にて

の工墨料を收めて交換し昏鈔は燒毀せり。

二、數の制限。紙幣制度の壞敗は多く發行額の制限の嚴守せられざるに依る。殊に不換紙幣を濫發するに於ては其使用者を困惑せしむるは勿論、發行者自身も全く信用を失墜して倒産の悲運に接すること比々皆然り。宋の徽宗の時本錢皆無にて交子の増印極なかりし爲、一緡の値僅に十餘錢に下り、南宋末理宗の紹興中兩界の會子實に三億三千萬緡に達したれば壅滯して更に行はれず、又金の術紹王潰河の役に戰費の鈔を八十四車にて運びし程なりしかば、鈔輕しくて市易するを得ず、遂に千貫二千貫の大鈔を發し肆舖鈔に填まり原料竭きて國亡びたり。されば蒙古の太宗始めて交鈔を印造せし時、耶律楚材は請ふて萬錠（鈔一貫を一兩ともいひ五十貫を一錠と稱す、蓋銀錠に則れるなり）を限りとせしが、世祖即位後數年の間も凡十萬錠内外を印造し、至元十三年（西曆一二七六年）宋を滅し

人口從來の數倍に達するに及びて百餘萬錠に上り夫れより文宗天曆二年（西曆一二九一年）に至る迄五十四年間大抵毎年一二百萬錠を印し仁宗至大四年（西曆一三二一年）の二百四十萬錠を最多とす。世祖中統元年（西曆一二一〇年）より、天曆二年迄七十年間の發行額は元史卷九三食貨志鈔法の部に明記せるが、その合計は中統鈔一六五二萬〇一五一錠、至元鈔三六九八萬一九一九錠至大鈔一四五萬〇三六八錠以上總計五四九五萬二四三八錠なり。其後の分は元史本紀により檢出するに大抵二百萬錠を越ゆるなく、順帝至正十年（西曆一三三〇年）鈔法改革の後も同十二・十三兩年共中統百九十萬錠至元十萬錠なり。かく元朝滅亡前十五年に當る至正十三年迄平額を維持して毫も異常なきに、一方天下の叛亂は至正八年方國珍が浙東に盜據せしを始めとして、同十一年劉福通韓山童は河南に徐壽輝は江西に起り、十二年郭子興は淮南に翌十三年張士誠は浙西に亂を作せり。故に

元末に交鈔を濫發して物價騰貴し、民其生に苦みて四方に反亂起れりとなすは全く誤にして、元朝滅亡の直接の主因は天下の要地にかゝる亂徒群起して租賦を押領し、就中方・張二人が海運を抑留せしため大に京師官民の恐慌を來ししことにて、同十五年に至り始めて明年度の鈔六百萬錠を印造し祖法を壞れり。故に交鈔の濫發は寧ろ叛亂の結果にして、こは宋金末路の陋態と明かに區別すべきなり。又近刊市村博士の支那論集九六頁には『兎に角元の歷代を通じて拵へた紙幣は大變なもので殆ど六千萬錠もある。此の一錠は五十兩にあつて居るから三十億兩になる。斯うなれば紙幣は紙屑同様に物價は騰貴の一方であつた』とあれど其實元の交鈔は紙質粗軟にして破損し易く保存期限僅に數年なりしを以て、毎年天下に存在せし總額は六七百萬錠内外にして決して紙屑同様ならず却て交鈔の不足を感せしこと後節説く所の如し。

三、納税の便。交鈔はもと政府の發行に係るものなればそれ自身の價値の有無に拘らず、人民は之を納付し得る權利あり、政府は之を領收すべき義務あり。政府の交鈔發行の本旨も一は徵稅輸送の便を計るに在りしかば、之を實行せりて何等特筆すべきことに非ざれども、宋明の當事者は狡獪にして自ら之を出し乍ら其民間に信用なきを見るや、領入には錢・絹・銀の如き實價あるものを以てし支出には權力に依り鈔幣を強ひ甚しく民望を失せり。元廷はかゝる陋劣にして且自ら鈔の信用を傷ぐることを敢てせず、世祖の中統年間より明かに鈔數萬錠を年々徵收し、至元三年より鈔を以て銀糸の代納を許し、同十七年十一月には『凡賞賜宜多給幣帛、課程宜多收鈔。』(元史卷一)とせり。爾後次第に増額して至元の末年には歲入鈔三百餘萬錠に達し、成宗大徳の末には四百萬錠となり、天曆至正の頃には實に一千萬錠に上り、以て

國庫最大の收入として施政上の鉅費を處理せしのみならず、當時天下に存在せし交鈔の大部は此爲に朝廷に出入せしなり。又昏鈔の如きも轉々使用の際敗爛せるものなれば、所持者は若干の損料を添えて納付し得べき定めとなりし等、比較的他朝に比し公平なりしは稍取るべきの點なり。

四、鈔法の簡明。南宋の紙幣には政府發行のものに行在會子・見錢關子・公據關子等あり、地方に淮交・湖會・川引等ありて其制區々なりしが、金にても宣宗十一年在位の間、貞祐寶券・貞祐通寶・興定寶泉・元光重寶・元光珍貨等數回鈔法を改變して民其煩に堪へざりき。然るに元は有國百餘年の間その制を改むること僅に數度にして、且全國一様の交鈔を用ひしかば鈔法簡單にして前代に比し民大にその便益を得たり。又不正者の取締法も、宋の粗にして要領を得ず、金の酷にして重刑多く、明の徒に密にして苛察の嫌ありしに比し略中正を

得たりしが如く、その大體は元典章卷二〇及同新集戶部の鈔法の條に載す。

然れども以上の諸點特に兌換・取締の法の如きは果して十分に實行せられしや否や、又其他に重大なる缺陷の存せしに非ずや、これ次節に於て少しく論述を試みんとする所なり。

三

元代鈔法の缺點或は障碍の中先づ表面に現はれたるものより順次説明すれば次の如し。

一、交鈔の不便。元代の交鈔中最も廣く行はれしものは中統至元の兩種にして至元鈔は羅氏鈔幣圖録に其樣式(實物大)を示したれば、就て見るに五十文・三十文鈔は我五圓拾圓紙幣位の大きさなれども、二貫鈔は實に堅曲尺一尺に近く横同七寸に餘る(外囉の寸法不明なる故細記するを得ず)。中統鈔も亦略同様に只紋飾の稍複雑なるに過ぎざりしかばかゝる大鈔は甚だ携帶に不便なり。又元鈔は紙質粗軟にして

破損し易く、元典章卷二〇鈔法大德二年定倒換昏鈔體例には毀損・鼠咬・雨漏・油污・火燒等による二十五様の昏鈔に就き一々引換の許否割引の程度を規定せる程なり。而して是等昏鈔の所持者が有司に就き新鈔に倒換を乞へば若干の割引を蒙り、其儘通用すれば益々昏爛して辨別すべからず。故に世祖の時綾券を作らんとせしも（元史九三食貨志鈔法同二〇五盧世榮傳）原料貴くして質また堅緻ならざるを以て果さざり

き。且夫れ錢貨は零碎なる交易に便利なれど、一貫の大鈔は僻陬の貧民之を所持するも急切の用に適せず、故に貨物を賤賣して奸商に利せらるゝ當時の人の言ひしは（古今治平略卷九）、經濟組織の低級なりし社會には已むを得ざりし所なるべし。されば人民殊に多數の農民はかゝる携帶と使用とに不便なる交鈔を歓迎せざりし事疑ひなからん。

二、兌換の沮滯。兌換の準備金即鈔母（金銀特に大部は銀）は最初各交鈔庫に若干を配付し、且

人民の納税又は商賈の取引などの際に金銀を以て鈔に易へん事を求むるもの多かりしかば急に散失せざりき。されど交鈔の信用の下るに従ひ（此理由かな）漸次金銀の拂出を求むるもの多く、又天變地異等に依り或鈔庫が一時に支出する時は中央及び他の鈔庫との連絡甚薄かりし爲忽ち拂底に至るあり。殊に其間不正官吏の着服もあり、甚しきは元史卷一八成宗本紀に

（至元三十一年八月己丑）詔諸路平準交鈔庫、所貯銀九十三萬六千九百五十兩、除留十九萬二千四百五十兩爲鈔母、餘悉運至京師。

といへる如く朝廷より庫銀を徴するあり。故に此頃より諸路の鈔庫は次第に兌換不如意となり中には閉鎖せしものもありしならんが、次の武宗至大二年九月に『隨路立平準行用庫、買賣金銀、倒換昏鈔、或民間絲綿布帛赴庫回易、依驗時估給價』（元史卷二三）とある故再び鈔庫を立て糸綿をも回易

せしめて庫務を擴張せり。但し斯くの如き回易も實行の程は甚だ覺束なく、西人の記録例へば Halyton の歴史 (c) (西曆一三〇七年即成宗大德十一年記す)、Archbishop of Solania の書 (d) (西曆一三三〇年即文宗至順二年頃記す) 行記 (e) (西曆一三四五年即順帝至正五年頃元に来る) (皆 Yule ; Ca hay. に大略を收む。 (a) p. CCXCVI. (b) p. 246. (c) p. 481) 等に見ても明記して、一も兌換の事に及ばざるはその大に沮滯したる一證とも見るべく殊に文宗以後などには殆ど事實上の不換紙幣となりしものゝ如し。但し之も中央に近き都市と地方の村落とには非常の遲速ありし筈にて、僻陬の地などは最初より十分兌換も出来ざりしならん。而して又新舊の兌換も種々の故障多かりしが如く、元典章卷二〇鈔法、体察鈔庫停閑の條にも

今市肆行使盡係昏鈔、雖有行用鈔庫、每日止限倒換昏鈔四百定、更有不開庫之日、商賈不得新鈔、以致買賣凝滯諸物踴貴、若令每日倒

換二千或千定、不得鈔法變易之便。

とありて、之が至元十九年五月大都の有様なる故後年地方に於て十分倒換の行はれざりしこと論を俟たず。然れども新鈔は年々政府にて印造せるを以て倒換は兌換より容易にして元末まで可なりに實施せられしこと前記西人の記録にても知らる。

以上二項は直接交鈔に附隨せる缺點にして之が其流通を阻害せしこと尠ならずと雖、こは尙交鈔の製法を改良し、準備金の運用を便にする等の手段によりて兩三年内にも救治し得べし。されど次に掲ぐる諸條の如きは更に重大にして根柢深きものなれば、その刷新は到底短日月間に成就し得べきことに非ざりき。

三、政綱の弛廢。元の鈔法は大汗の直領地の全體に行はれしが、かゝる尨大なる國土に鈔制を確實に施さんには、必ずや鞏固なる中央政府の統一的制御力と所屬官吏の公正明敏なる徳義及手腕な

かるべからず。然るに元の一代は不幸にして内外常に多事なりしかば遂に殆ど良好なる統治の實績を擧ぐるを得ず、加之帝國の首腦たる蒙古人は武力に於て當時の世界に雄飛したりと雖、文化的事業は全く他族の指導幫助を待つの外なかりき。されば鈔制に於ても周密なる監督を厲行し機宜の處置を誤らざらん事は到底彼等に望むべからざる所にして、殊に國家財政の紊亂甚しかりしは益鈔法の流通を妨げたり。抑も蒙古人は理財の才識殆ど缺如したれば國初より回々人等に請負にて徵稅を委任せし程なりしが、世祖の時にも阿合馬・桑哥。盧世榮の如き奸黠言利の臣を用ひ、搜括を努めて手段を擇ばざりしかば財政大に紊れ民心離叛せり而して元の財政をして常に窮地に陥らしめしは、北邊に干戈の絶わざりしと、喇嘛教の崇拜に伴ふ土木供養の費と、諸王諸將への賞賜の豊侈なりしこと等にして、例へば仁宗即位の頃毎歲軍需に鈔

六七百萬錠、營繕に數百萬錠、賞賜に三百萬錠を要せり(元史二四仁宗本紀至大四年十一月李孟奏)。斯くの如きを以て國庫の歲入能く半歳の費を支ふるに足らず、眼前の補填に急にして、遂に永遠の大計を怠りしかば運糧・茶・鹽商稅等百般の財計皆姑息の手段によりて、一旦壞敗に近づくのみなりき。故に鈔法にても人民の利害を顧慮する遑なく、全く國庫の會計を立つる最大の方便として利用せられ、その實施の善惡の如きは殆ど大なる問題とならざりし憾あり。

四、官吏の腐敗。支那に於ける官場の陋弊は洵に數千年來因襲の結果にして、如何に聖明なる君主の現はるゝあるも其德澤の人民に及ぶもの甚だ薄かりき。蓋し官吏は名利の中心なれば、之を目的として幾年の研學を積み多大の資本を投ず。故に一旦其官に就けば百方利を求めて鉅萬の富を作らんとし、殆どその手段を問はざれども人皆之を怪まずして却て羨む。されば貨幣制度の如き利を

計るに恰好なる事項には自身に奸民糾斷の責あるを忘れ相率ゐて不正をなす官吏歴朝常に絶えず、殊に政綱弛廢の時に於て最も甚しきは亦已むを得ざる所なり。されば元の鈔法も是等徳義心の痲痺せる官吏の不正行爲により其疏通を妨げられたること甚多く、元史・元典章・元文類等を見るに、官吏自ら兌換準備金を着服して轉任せるあり、下吏僞挑鈔を造れるを看過して寛大の譽を得んとせるあり、自ら僞鈔を製して眞鈔に交へ行はしめしあり、奸民の賄賂を受け僞鈔行使を默許せるあり、親近又は勢家のみに兌換・倒換を行ひて他に及ばざるあり、富民に僞鈔を使用せしめて其財産を沒收せるあり、僞鈔檢出の能名を貪りて無辜の民を誣服せしめしあり、民の金銀を昏鈔と交換せしあり、鈔の改正を豫知して金銀を買占めしあり。其他燒燬すべき昏鈔を私帶して行使せるものありしなど實に枚擧に遑あらず。故に鈔法の罪民よりも

官に重く、凡そ天下の事を破るは多く官にして大吏小吏皆已れの爲にして國と民とを忘れたるが如き有様なりき。

五、民間の僞鈔。上に立ちて監視糾察の任に膺り、多少事理を辨へたる官吏の敗徳既に斯くの如し、下に屬する愚昧貧賤なる人民の彼に倣ふて彼より甚しきは固より當然の理なり。殊に紙鈔は硬貨に比し資本少くして利得多く、鈔の製法また甚だ簡單なるに、國家の統御、官吏の監察も甚だ不十分なりしかば、僞鈔頻出して全く辨別すべからざるに至れり。今史籍に據り其最も顯著なるもの二三を擧ぐれば次の如し。

至治二年登進士第……知鉛山州、鉛山素多造僞鈔者、豪民吳友文爲之魁、遠至江淮燕薊莫不行使。友文奸黠悍鷲、因僞造致富。乃分遣惡少四五十人爲吏、於有司伺有欲告之者、輒先事戕之。前後殺人甚衆、奪人妻女十一人爲

妾。民罹其害、銜冤不敢訴者十餘年。……

逮捕其黨二百餘人、悉寘之法。(元史一九二) 林興祖傳

杭州等路見禁囚內、印造僞鈔八十八起二百七十四人。始自大德元年、至大德四年三月。

(元典章二〇) 鈔法僞鈔)

張省四憑其富蓄、凌濼府縣、肆爲姦利。自刻木牌與交鈔雜行民間。(元文類五九平章政事忙兀公神道碑)

されば至正十年鈔法整治の論議ありし時僕哲篤、武祺等は『至元鈔多僞、故更之爾』(元史九七鈔法)といへり。

而して奸民の大規模にて僞鈔を作れるものは多く官吏を買収して公然敢行したる故、如何に嚴密なる法規あるも却つて細鱗を網するに過ぎざりき。

又眞鈔の文字紋飾を増損して一層高價なる僞鈔を作ること、例へば一貫を二貫となし、中統鈔を至元鈔となすが如きは挑鈔といはれしが、是等は無數にありき。されば交鈔の鑑別は實に困難にして匆急の際には殊に誤認多く、若し不幸にして僞挑

行使の法に照さるれば嚴重なる罰を受くべきが故に人民多く鈔を喜ばず、かくて鈔法は益溢滯せり。

以上述べ來りし鈔法の缺陷は相重りて前に記せる多少の長所を優に壓倒し、日々に交鈔の信用を失墜せしめて益鈔法を破壊するのみなりき。而も其形勢は世祖在位の時より既に著しかりしものにして、至元二十四年の鈔法改正も此爲に起りしが當時趙孟頫曰く、

始造鈔時以銀爲本、虛實相權。今二十餘年間輕重相去至數十倍。故改中統爲至元、二十年

後、至元必復如中統矣。(元史一七二本傳)

と。蓋元鈔は表面は多く貫文を以て稱し錢を基とせるが如しと雖、そは宋金の形を模したるにて元代にては鈔法流通の爲錢の通用を公許せず且之を拘收せしこと數回に止りし位なれば錢・鈔の直接の關係を認めず。事實上は既に中統元年より其頃市場に勢力を得來りし銀を以て鈔價の標準となし

鈔二貫を以て銀一兩に等しと定め、鈔一貫を一兩百文を一錢、十文を一分等と稱へて銀の計算法を鈔に適用せり。爾來二十餘年交鈔の信用の下落と共に次第に權衡を失したれば、新に至元寶鈔を印してその二貫を銀一兩に當て、中統鈔は新鈔のの價值あるものとせり。當時市場に於ける實際の中統鈔の相場は尙大に下りし筈なれど法定の價格をかく定めしなり。此改正は事情洵に已むを得ざりしに出づと雖、これ政府に於て信用挽回の方策既に全く盡きたるを天下に告白せるものなれば、交鈔の信用の益下るは當然にして、鄭介夫が成宗の初年に、『今以至元一貫准中統五貫。是以千勝母以輕加重、以後踰前、非止大壞極、亦非吉兆美識也』(古今治平略 卷九元錢幣)といへる如く、國家の前途に關し憂ふべきことなりき。かゝれば趙氏の豫言は不幸にも適中して、至元鈔發行より二十二年後には再び改法の必要起り、武宗至大二年至大銀鈔を造り

てその計法も表裏共に銀と同じくして一兩。一錢等といひ、新鈔一兩を銀一兩、又至元鈔五貫中統鈔二十五貫に等しくせり。されど倍數太多くして使用に不便なりしかば翌年新鈔を廢して至元。中統の兩鈔のみを印造し以て未年に及びしが、此間にも鈔價日に減じて英宗至治元年(四曆一三二一年)には中統鈔四十貫にて銀一兩に當るに至れり。(元典章二)後至正十年更に中統鈔を改印してその一貫を至元鈔二貫に等しくせしが、銀との比價は明かならず。斯くして前後三四回の鈔法改正に止まりしは尙金末などに比し大に優れりと雖、改正それ自身が常に鈔法の失敗を公表するものなれば、政府の威信を墜すは勿論、一般生活の不安を招き國庫歳入の減殺を來し、一回國家の運命を深淵の中に導くものなりしは亦已むを得ざりしなり。

四

鈔法の失敗既に上述の如く天下に隠れなき事實

となりしかば、人民殊に地方農民などはかゝる交鈔を歓迎せず、之を以て一方にては益鈔價の低降を來ししが他方に於ては交鈔の天下に流通せしと案外に疎薄なりき。元代の交鈔流通の程度を知るに最も便なるは、元末に戸部尙書たりし武祺の著したる寶鈔通考（八卷あり我國四庫全書總目提要に傳はらず）の大意（四庫全書總目提要八四史部政書類存目二にある）に

自世祖至元二十四年、至武宗至大四年、二十五年中、印者多燒者少、流轉廣而鈔法通。自仁宗皇慶元年、至延祐七年、共九年、印雖多而燒亦多、流轉漸少鈔法始壞。自英宗至治元年、至三年、印雖多而燒者寡、流轉愈多鈔法愈壞。自泰定元年、至至順三年、共八年、印者少而燒者多、流轉絕無鈔法大壞。

とあるものなり。而して同人が至正十年鈔法改正の議ありし時、『比年以來失祖宗元行鈔法本意、不與轉撥、故民間流轉者少、致偽鈔滋多。』（元史九七食貨鈔法）

といひしは前文の餘を補ひしものとも見るを得べし。年々の燒鈔の實數など今日より窺ひ知るを得ざれども印造額の大部は明にして、且治亂の大勢の推移より見て武宗以前は流通廣かりしも以後は次第に凝滯せしと見て差支なかるべし。然れども流轉多しといひ少しといふも漠然たる比較的の語にして、又廣き領土内には同時にても處により大差あるべき筈にて、同時同處に居りし人にてても境遇、見識の差異により如何様にもいひ得べし。例へばこゝに流轉廣といへる中に屬すべき成宗の時に當り、鄭介夫は謂て曰く、『今國家造鈔雖廣、而散之民間者甚少、民得之者亦甚難。』（古今治平略前引）と。鄭は江浙の人にして此語は大德七年郷里より上奏せし文中にあるものなれば、少くともその地方に交鈔の餘り普及せざりし一證となすを得べけれど、尙他の方面より少しく研究を試みん。

一、交鈔の現在高。抑も貨幣の現在額の如きは

身其時に在るも容易に知り難きものなれば、元代の廣大なる領域中に流通せし紙鈔の年々の總額なご到底今日より測算し得べきに非ざれど、前に引きし鄭介夫の言中に又『紙之爲物、安能長久、五年之間昏爛無餘。逐年例換、盡皆燒燬』とあり。然れば彼は一鈔の保存期限を約五ヶ年と見積りたるにて今日の紙幣に比し著しく短期なれども當時の交鈔は一般に粗軟大形なりし爲甚だ保存し難く宋は三年金にては七年を限りて新舊の倒換を行ひし位なれば、五年は其中間にありて略實際に近かるべし。されど元鈔の中にも貯藏其他の事故により比較的破損の遅かりしものありし筈なれば、それ等を考へ入れ全體の保存を七ヶ年平均と假定し、元史食貨志年々の印造額につきて計算せんに、例へば成宗大徳二年にては前七ヶ年と當年の分と合せたる二八六萬三六一六錠は凡そ此年の交鈔現在高に近しと見るを得べし。然るに此年の歳入は元史

本紀に鈔三六〇萬錠とあるを以て差引七三萬餘錠の不足なり。同様に至大元年の現在高八〇〇萬錠に對し歳入は八二〇萬錠にて即二〇萬錠の不足。天曆二年現在高は五四二萬三四二〇錠歳入は九二九萬七八〇〇錠、即三八七萬餘錠の不足り。勿論かゝる不足は毎月上下の融通によりて補填せられ大なる支障を來さざりしならんと思はるれども、兎も角是に依りて觀れば元鈔の大部は毎年歳入歳出の爲に中央地方の官廳と人民との間を往復し年中民間に轉々して交易に役立ちしは僅に其一部分に過ぎざりしが如し。而して此民間の鈔額を多く見積りて一二百萬錠位と假定するも之を廣茫たる國土、夥多なる人口(課口のみ)に割當つれば、平均一人鈔一貫内外位となるべし。殊に武宗以後は印鈔平額にして歳入激増せしが故に、民間に流布すること更に少く、且前に引きし武祺の言中には比年轉撥を與へずといひて、融通の滯滞せしを示

せる故、世間に降ること愈減せり。かゝる計算法は甚だ粗雑にして參考の價値少けれども、又以て民間に紙鈔の多からざりしを察するに足らんか。

二、錢・銀の使用。錢・銀が民間の通貨として實際に廣く行はれしは、また交鈔沮滯の反證なり。

元代に銅貨を鑄造せしは、至大三年の至大通寶大元通寶(前者一文、後者十文)、至正十年の至正通寶(一文)の兩度に限り、しかも共に鑄造額多からずして直に廢止

せしが、元初より民間多く銅錢を使用せしとは世祖が至元三年勅して私市せる金・銀・錢・物は鈔を以て准となさしめ、同十四年四月江南銅錢を行用

するを禁じ(以上二件元史世祖本紀)此年日本より商人を遣はし金を持ち來りて銅錢に易へんことを請ひしかば之

を許し(元史一〇八日本傳)同十七年以後八九年の間數回天下の銅錢を拘收して交鈔の流通を計りし(元史世宗本紀)等に

て明かなり。次で成宗の朝にも鄭介夫は『歴代銅錢積、可以取資國用』(古今治平略卷九)といひ、武宗の至

大錢を造りし時『歴代銅錢、悉依古例與至大錢通行、其當五・當三・折二、並以舊數用之』(元史九三食貨鈔法)と定め、仁宗即位至大四年の詔にも

錢雖古制、時用不同。比者尙書省所發新舊銅錢、具有縉數。其民間宿藏者、所在充溢、不可勝算。雖疇零使用便于民、然壅害鈔法、深

妨國計。(元典章一〇鈔法)

とあり、至正十年新貨鑄造の時にも『仍鑄至正通寶錢、與歴代銅錢、並用以實鈔法』(元史九七食貨鈔法)とい

へり。以上の文中に歴代錢とい、民間宿藏といへるは、皆唐宋殊に宋の鑄錢にして北宋の仁宗・神

宗の朝などには年々錢二三百萬縉を鑄造せしこともあり、それ等が次第に遼金日本等に流入して日

常の通貨となりし程なれば、本場の支那に莫大なる殘存ありしは勿論にして、宋末に影を潜めしも

交會の濫發に基く財界紊亂の爲なりしなり。されば元代に社會の秩序恢復すると共に又多く世に出

で、かくは民間に行使せらるるに至れり。而して元代銅貨使用の實例を明示せるは、朱世傑が成宗大德三年に著せる算學啓蒙にして、此書は三卷に分れ二百五十九の練習問題を掲げたるが、金、銀米・絹より、鹽・蜜・牛・羊等に至る迄人民の日常生活に關係深き五十餘種の品目の價格を銅貨にて表はし鈔にて示せるものもなし。尙詳細は本年二月發行の歴史地理に中村久四郎學士の「算學啓蒙と元代の物價」と題する文中に是等の單價を示されればこゝに擧げず。而して元史、元典章に散見する同じ成宗朝の鈔による物價と此書の錢價とを比較するに鈔價は錢價の十一倍より二十四倍位に達せり。夫故鈔の相場は錢に比し₁₁乃至₂₄位なりしかとも思はるれど、此事は尙更に研究を要す。

次に銀は宋金の頃より市場に勢力を得來り、南宋の光宗は銀を以て絹錢に代納するを許し(宋史食貨志)金の末帝哀宗の時民間但だ銀を以て市易せしが、

(金史四八)元初に至り益々其形勢を促進せしかば政府は之を以て鈔價の標準となし、支那本部の外遼陽、高麗、土魯干等にも之を求めて毎年の銀課數萬錠に達し、朝廷の用度及び歲賜に充て又戰功ありし將士に分與せり。依て之を受けし王相將士等は勿論貨易の際にも用ひし筈なるが又下民の銀を使ひしは元史世祖本紀中統三年七月の條に甘州の饑民と成都の無職者に銀を頒與せしに依て知られ、世祖は至元二十一年十一月『金銀係民間通用之物』(元史)といへり。されば元寶銀とて重さ約五十兩なる銀貨は盛に此前後に作られ(元史一七〇楊溫傳及び輟耕錄卷二九)同時に金も幾分市場に用ひられて、算學啓蒙には片腦・降真香・細糸・田地の如き高價なるものの値を金銀にて示し、又銀の貸借月利何分などと記せり。是等皆金銀の交易に實用せられしを示す明證なるが、かくして金銀が勢力を得れば鈔は常に之に抑壓せらるる傾あるが故に、政府は民間金銀を私易

するを嚴禁せしが到底之を止むるを得ざりき。之を以て時々其禁を解きしことありしが遂に仁宗至大四年の詔には『權禁金銀、本以權衡鈔法。條令雖設、其價益增、民寔弗便、自今權宜開禁、聽從買賣』(元典章二)といひ全く大勢の推移に放任せり。之より金銀は益優勢となり、明初には大に鈔法を妨げ、明の中世には全く寶鈔の流通を沮止せり。

斯くの如く元代民間には宋錢最も普及して日常の交易に使用せられ、稍貴重なる物品又は大なる取引には金銀を以てせし故、信用少き交鈔は比較的人民の實際經濟と相關涉すること少く、主として歲出入の關係より政府と人民との間を往復せしに似たり。然らば則ち元代の貨幣經濟の實況は趙翼が二十二史劄記卷三十元鈔の條に『既造交鈔、欲其流通、則賦稅不得不收鈔、而民間自用金銀。則實者常在、下、而虛者常在上、於國計亦何補哉。』といへる如く(民間錢を用ひしを説かざれとも)、一

種不可思議なる重力の作用を經濟界に感受せし有様なりき。故に鈔法の失敗に伴ふ最大の打撃を蒙りしは、之を發行せし政府自身にして、爲に國庫は常に匱乏しその結果として重賦を課したれば、人民は寧ろ鈔法の失敗による此間接の壓迫を大に苦痛とせしものゝ如し。

五

然らば政府は何故に更に進んで朝野の流通に分なるだけの交鈔を印造して錢銀を壓倒し、根本の政策たりし交鈔單貨主義を實行せざりしかごいふに、之は前にも説明せる如く交鈔の信用が一年に下落するは殆ど自然の大勢にして、到底回復すべからず、爲に鈔法の改正を餘儀なくせられしこと三四回に及びし程なれば、更に數倍の鈔を印造するも益價値の低降を來すのみにて、遂に宋金の末路と同じ運命に逢着すべかりしを以てなり。故に政府は消極的の自衛策として印造額の制限を

固守せり。次には又別に公然銅鈔を兼用して鈔の虚を錢の實もて補ひ兩々相扶くると現今文明諸國の如くならしめば如何。之は世祖も既に考へし所にして(元史一六八劉宣傳)その後にも熱心に此事を主張せし人ありしがこの兼用論者の論據は大抵鄭介夫が

一則歴代舊錢積、可以取資國用。二則市塵交易、不欲貼換、免有挑僞昏爛疑認之憂。三則國之所出者鈔、民之所出者貨、鈔以鉅萬計、國不可以得民貨、貨以畸零計、民不可以得國鈔、若使畸零之貨易銅錢、則鉅萬之鈔自然流通、此國與民兩便之計也。(古今治平略卷九)

といへものを主とせり。是洵に至當の論なれど遂に一二回錢を作りしのみにて繼續的に之を實行するに至らざりしは、凡そ次の理由に依りしなるべし。蓋し錢鈔兼用するに於ては錢額は錢本位よりは少くして足らんも、宋代よりも遙に廣大なる領土に行はんには舊錢のみにては不足なり。されば

年々若干の銅貨を鑄造すべき必要あれども、それは元來銅が豊かならざる上、元朝の財政の狀況にてはかゝる資本の大なる事業を負担する實力なく、又若し舊錢のみを用ふるか、少許の増鑄にて足るとするも、銅貨の偽造また頻出すべく且錢鈔の比價が時と處とにより複雑となり、人民殊に多數の農民などは實値ある錢を歓迎すること勿論なるを以て鈔法の一層混亂を來さんこと明かなり。此事は仁宗が至大四年の詔の中に錢につき『雖畸零使用便于民、然壅害鈔法、深妨國計』(元典章二〇鈔法)といへるによりても知らるべく、其後至正十年再び錢法を實施せしかど鈔制益壞れ、頓て十數年にして國祚遂に絶滅せり。

要するに支那の如く版圖甚だ廣大にして地方により風土人情を異にし、且つ一般の智力今尙幼稚にして道徳心の久しく痲痺せる國家に於て、官民相互の信用に基く貨幣制度を確實に施行せんには

、先づ中央政府の基礎を鞏固にして政令の普及を計り、然る後着々積年の宿弊を一掃して經濟界の秩序を保たざるべからず。是實に至難の事業にして、斯かる理想に近き國家は支那の古今を通じて一も建設せられしものなく、却て或點にては年と共に益々理想に遠ざかり習弊を助長する傾ありしかば、支那貨幣史が遂に失敗の經歷を繰返すに過ぎざりしは蓋己むを得ざりし所なり。而して此失敗が特に複雑にして弊端の生じ易き紙幣制度に甚しかりしはまた當然の理に屬す。即ち紙幣の廣く民間に使用せられし宋金元明の四朝五百年間(北宋の時より明の中葉に至る)は、當局者の政法と民間の事情とに依りて多少程度の差こそあれ、孰れも之が爲に苦き經驗を嘗めしが、就中宋金の末路は實に悲惨なるものにして、人民の塗炭の痛苦は固より、國家滅亡の内的原因も之を以て最大となせり。之に反し明朝の失敗は全く消極的にして、その頃銀の勢力

の次第に市場に増加せしと反比例に、鈔の値は既に成祖の時より下落して恢復すべからず、遂に憲宗の時には鈔一貫錢一文に直る能はざるに至れり(明史八一食貨志錢鈔)。其後清朝にても順治、咸豐の際暫時鈔票を發行せしかど、使用の範圍廣からずして懸て廢し、以て最近の事態に移り來れり。元代は實に宋金と明の間に在り、是等諸朝と異りて殆ど硬貨を鑄造せず、交鈔を以て一貫する主義を實行したるが、其鈔法は前述の如く幾多の欠陥を伴ひ廣く民間に流轉せざりしかど、其失敗たるや決して根本的に非ずして累を民衆に及ぼすと少く、尙一面に若干の効果を收め得たりしは、支那以外の諸國にかゝる大規模の紙幣制度の未だ行はれざりし當時に於て大に注意すべきにして、殊に、高麗・暹羅等は勿論波斯・印度にまで元の鈔法が多大なる影響を與へしは、また世界文明史上にて顯著なる事蹟たらすんばあらざるなり。